平成２６年（フ）第２６６号
大津市雄琴３丁目15番33号　コーポ鳩102号
債務者　高橋　武義
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　雅和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７０号
奈良県生駒市ひかりが丘３丁目１番16号
債務者　新興商事こと北井石油こと　岡野　英一
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２７１号
奈良県生駒市ひかりが丘３丁目１番16号
債務者　岡野　文子（旧姓北井）
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６５９号
兵庫県三田市小野544番地４
債務者　畠中　好美
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５号
愛媛県宇和島市賀古町２丁目２番27号
債務者　黒河　　新
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　博雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第４００号
北九州市八幡西区里中１丁目６番16―401号
債務者　牧野　弘文
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊塚　允耶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２４５号
沖縄県浦添市前田４丁目２番１号　比嘉アパート203
債務者　比嘉　武則
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４７号
熊本県八代市日置町185番地５プライムハイツ　201、住民票上の住所熊本県八代市西片町1890番地13
債務者　隅川　勇介
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１９４０号
大阪市住之江区東加賀屋３丁目11番28号、前住所大阪市住之江区浜口東３丁目13番13―301号
債務者　大倉　信夫
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３７３号
大阪市阿倍野区旭町１丁目６番１―606号
債務者　舩戸　保弘
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３７４号
大阪市阿倍野区旭町１丁目６番１―606号
債務者　舩戸由紀江
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６２２号
大阪府豊中市春日町５丁目11番23―303号
債務者　阪口　洋子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６５８号
大阪市大正区南恩加島２丁目９番31号、前住所大阪市住之江区南港中３丁目８番23―304号
債務者　楢原　啓一
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６８６号
大阪府吹田市穂波町10番８号
債務者　森下久美子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７０４号
大阪府四條畷市中野３丁目５番５号
債務者　島田満里子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７１３号
大阪市大正区鶴町２丁目４番10号
債務者　白川ひろ子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７２５号
大阪市平野区長吉長原東１丁目３番５―106号
債務者　木下　敏雄
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部